

○出張ひろばの要件見直しについて

No.	内容	回答
1	<p>「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合に」出張ひろばを開設するものとしたが、どのようなケースが想定されるか。</p>	<p>常設のひろばを開設するための場所・担い手の確保が難しい場合や地域において対象となる子育て世帯数が少なく、常設では、子育て親子の交流促進といった効果が見込まれない場合が考えられる。この他、ひろば型開設の準備段階として、出張ひろばにより利用実態を把握する必要がある場合など、適切に判断していただきたい。</p>
2	<p>現行の「開設年度の翌年度にひろば型へ移行することを念頭に置いて実施」(初年度のみ加算対象)との要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」ものとしたが、移行までの期限をどの程度と見込むのか。また、移行まで加算対象となるのか。</p>	<p>明確な期限は設定していない。出張ひろばを実施する中で、地域において常設のひろば開設の条件が整った時点など、実情を踏まえ、積極的にひろば型への移行を進めていただきたい。</p>
3	<p>出張ひろばを、1か所で週2日開設と、別の2か所でそれぞれ週1日開設しているケースでは、職員の人件費や運営経費はあまり変わらないと思われるのが、加算額について、前者は1か所、後者は2か所と、か所数に応じた補助となるのか。</p>	<p>出張ひろばは、週1～2日、かつ1日5時間以上、場所を定めてひろば型と同様の取組を実施し、支援の充実を図るものである。このため、加算額は、従来どおり箇所数に応じた補助となる。 なお、例えば、毎週、地域の中で実施場所を変えて子育て支援の取組を行う場合、出張ひろばには当たらないが、センター型における地域支援活動に該当することも考えられることから、センター型としての実施形態について検討されたい。</p>
4	<p>これまで地域の協力団体を担い手として出張ひろば事業を実施してきており(翌年度移行の要件があつて補助対象ではないが)、ノウハウを持っている。こうしたケースでも、ひろば型の職員が出張ひろばの職員を兼務することが要件となるのか。</p>	<p>ひろば型に従事している職員の兼務により、常設のひろばにおける活動を出張ひろばにおいて展開し、相互の連携・協力を図ることを想定していることから、これまでどおり兼務は必要となる。</p>